

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課 No.001

処 分 名	小口特別融資あっ旋の取消し
処 分 の 概 要	融資あっ旋の決定を受けた者が融資あっ旋の決定後 45 日以内に借入手続を完了しないときは取消しすることができるとするものです。また、融資あっ旋を受けた者が貸付金の融資目的以外での使用や、不正行為があったときにも、融資あっ旋の全部又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができるとするものです。
根拠条例等・条項	春日部市小口資金融資あっ旋条例（平成 17 年条例第 128 号）第 12 条
処 分 基 準	融資あっ旋の申込者は企業の資金計画に基づいて申し込んでいるため、期限内に借入手続きを完了しないということは特別な事情が発生しない限りあり得ないことから取り消し処分に至ることは稀であり、処分を下すためには個別具体的な判断を要するため、処分基準を設定しません。 なお、あっ旋後は、取引金融機関や埼玉県信用保証協会の審査もあるため、融資の目的外使用や不正行為があれば、そちらの方からもチェックが入ります。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 26 年 4 月 1 日
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市小口特別融資あっ旋条例 （融資あっ旋の取消し） 第12条 市長は、融資あっ旋の決定を受けた者が融資あっ旋の決定後45日以内に借入手続を完了しないときは、取消しすることができる。 2 市長は、融資あっ旋を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、融資あっ旋の全部又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができる。 （1） 貸付金を融資の目的以外に使用したとき。 （2） その他不正の行為があったとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課 No.002

処 分 名	中小企業近代化資金融資あっ旋の取消し
処 分 の 概 要	融資あっ旋の決定を受けた者が融資あっ旋の決定後45日以内に借入手続を完了しないときは取消しすることができるとするものです。 また、融資あっ旋を受けた者が貸付金の融資目的以外での使用や、不正行為があったときにも、融資あっ旋の全部又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができるとするものです。
根拠条例等・条項	春日部市中小企業近代化資金融資あっ旋条例（平成17年条例第127号）第12条
処 分 基 準	融資あっ旋の申込者は企業の資金計画に基づいて申し込んできているため、期限内に借入手続きを完了しないということは特別な事情が発生しない限りあり得ないことから取り消し処分に至ることは稀であり、処分を下すためには個別具体的な判断を要するため、処分基準を設定しません。 なお、あっ旋後は、取引金融機関や埼玉県信用保証協会の審査もあるため、融資の目的外使用や不正行為があれば、そちらの方からもチェックが入ります。
設 定 年 月 日	最終改正：平成26年4月1日
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市中小企業近代化資金融資あっ旋条例 （融資あっ旋の取消し） 第12条 市長は、融資あっ旋の決定を受けた者が融資あっ旋の決定後45日以内に借入手続を完了しないときは、取消しすることができる。 2 市長は、融資あっ旋を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、融資あっ旋の全部又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができる。 （1） 貸付金を融資の目的以外に使用したとき。 （2） その他不正の行為があったとき。

不利益処分の処分基準

担当部署:環境経済部商工観光課

No.003

処 分 名	特定工場の準則不適合の場合における変更命令
処 分 の 概 要	工場立地法は、工場の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率等を準則で定め、工場を新・増設する際、届出内容がこの準則に適合しない場合は、原則として市長から勧告を受けます。 また、特定工場の周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、勧告に従わないことで事態の除去が著しく困難となると認められるときは、変更命令を受けることになります。
根拠法令等・条項	工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第十条
処 分 基 準	工場立地法第九条第二項の勧告（周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすと認められるときに行う）を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより、同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときに行う。
設 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	◆工場立地法 （届出） 第六条 製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であつて、一つの団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を当該特定工場の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下単に「市町村長」という。）に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りではない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 特定工場に特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては、加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）
 - 三 特定工場の設置場所
 - 四 特定工場の敷地面積及び建築面積
 - 五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）
 - イ 工業団地に特定工場の新設をする場合 当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の主務省令で定める施設の面積及び環境施設の配置
 - ロ 工業集合地に特定工場の新設をする場合であつて、第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとするとき 当該工場集合地に隣接する一団の土地に計画的に整備される緑地又は環境施設（以下この号及び第八条第一項第二号において「隣接緑地等」という。）の面積、当該環境施設の配置並びに隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する者が負担する費用の総額（第八条第一項第二号において「負担総額」という。）及び当該特定工場の新設をする者が負担する費用
 - 六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる主務省令で定める物質（以下「汚染物質」という。）の最大排出予定量並びにその予定量を超えないこととするための当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の措置
 - 七 特定工場の新設のための工事の開始の予定日
- 2 前項の規定による届出には、当該特定工場の配置図その他の主務省令で定める書類を添附しなければならない。
- 第七条 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をしている者（当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。）は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六条の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。）に係る変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）で当該特定工場となる日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令で定めるところにより、そ

の旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを市町村長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同号の事項については、この限りではない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（変更の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更（前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項）を市町村長に届け出なければならない。

一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同号の事項以外の事項である場合 その旨及び同号の事項

二 当該変更が、工業集合地に設置されている特定工場についての第六条第一項第二号、第四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等の面積、当該隣接緑地等における環境施設の配置並びに負担総額及び当該変更をする者が負担する費用

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（勧告）

第九条 市町村長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項（敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六条第一項の規定による届出の場合には、当該増加に係る部分に限り、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。）のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一 特定工場の新設又は第七条第一項若しくは前条第一項の規定による届出に係る変更（以下「新設等」という。）によってその周辺の地域における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化するおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の新設等をしようとする地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当該特定工場に係る業種の用に供することと

するよりも他の業種の製造業等の用に供することとすることが国民経済上極めて適切なものであると認められるとき。

2 市町村長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあっては、その市町村準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予測される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 前二項の勧告は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出のあつた日から六十日以内にしなければならない。

（変更命令）

第十条 市町村長は、前条二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、当該勧告に届出のあつた日から九十日以内にしなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工観光課 No.004

処 分 名	企業誘致奨励措置の指定取消し
処 分 の 概 要	指定業者が次の①～⑤に当該する場合は、その指定を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市企業誘致条例（平成 24 年条例第 46 号）条例第 4 条第 9 条 春日部市企業誘致条例施行規則（平成 24 年規則第 75 号）規則第 11 条
処 分 基 準	市長は、指定業者が下記のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができます。 ①次の指定要件に該当しなくなったとき ・敷地面積が 1,000 平方メートル以上 ・延床面積が 300 平方メートル以上 ・常時雇用従業員数が 10 人以上又は市内に住所を有する常時雇用従業員数が 5 人以上 ②事業を廃止したとき、又は廃止状況と認められたとき ③指定業者が公害を発生させ、その排除のために必要な措置をとらないとき ④当該事業の用途以外で運営したとき ⑤虚偽や不正な手段で奨励金を受けたとき
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/shokogyo/kigyoyuchiannai/8415.html

■春日部市企業誘致条例

(奨励措置の対象者の指定)

第四条 市長は、工場等を新設する者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 敷地面積が 1,000 平方メートル以上であること。
- (2) 延床面積が 300 平方メートル以上であること。
- (3) 常時雇用従業員数が 10 人以上又は市内に住所を有する常時雇用従業員数が 5 人以上であること。

(指定の取り消し)

第九条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条各号の指定要件に該当しなくなったとき。
- (2) 事業を廃止したとき、又は廃止の状況にあると認められるとき。
- (3) 工場等において公害を発生させ、その排除のために当該工場等の施設改善その他必要な措置を講じないとき。
- (4) 工場等を当該事業以外の用途に供したとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認められるとき。

■春日部市企業誘致条例施行規則

第十一条 条例第 9 条の規定による企業誘致奨励措置の指定の取消しは、企業誘致奨励措置取消通知書により行う。

■行政不服審査法

教示 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができる。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となる。）、提起することができる。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課(指定管理者) No.005

処 分 名	道の駅「庄和」の使用許可の取り消し
処 分 の 概 要	道の駅「庄和」を使用しようとする者が条例などに違反したときは、市長（指定管理者が管理している場合は、指定管理者）がその使用の許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年 6 月 22 日条例第 130 号）第 8 条
処 分 基 準	◎春日部市道の駅「庄和」の使用の許可の取り消しは、当該施設の使用が次の(1)から(4)の要件のいずれかに該当する場合に行うことができます。また、市は、使用者がこの規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負うことはありません。 (1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (3)職員の指示に従わないとき。 (4)その他管理上支障があるとき。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 22 日
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市道の駅「庄和」条例 第 8 条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (3) 職員の指示に従わないとき。 (4) その他管理上支障があるとき。 2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。 ■春日部市公共施設の暴力団当排除に関する条例 第 3 条

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課(指定管理者) No.006

処 分 名	道の駅「庄和」の入館の制限
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の道の駅「庄和」への入館を制限することがあります。
根拠条例等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年条例第 17 号）第 11 条
処 分 基 準	道の駅「庄和」への入館を制限することがあります。 道の駅内の秩序を乱すおそれがあるとき。 ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 22 日
備 考	・ ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/
根拠条例及び 関係条例等の抜粋	■春日部市道の駅「庄和」条例 第 11 条 市長は、道の駅内の秩序を乱すおそれのある者の入館を禁止し、又は乱す者に対し、退館を命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課 No.007

処 分 名	大風文化交流センターの利用条件の変更・利用の停止・利用許可の取消し
処 分 の 概 要	市長は、処分基準に該当する場合、利用許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市大風文化交流センター条例（令和6年3月18日条例第3号）第7条 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年12月17日条例第52号）第3条
処 分 基 準	次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合。 (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。 (3) 利用者が職員の指示に従わないとき。 (4) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。 (5) その使用が暴力団員等の利益になると認められたとき。 (6) その他管理上支障があるとき。
設 定 年 月 日	令和6年8月1日
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市大風文化交流センター条例

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用者が職員の指示に従わないとき。
- (4) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

2 市は、利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (2) 公共施設 別表に掲げる条例及び規則で規定する施設をいう。

(使用の制限)

第3条 (略)

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

別表

(第2条関係)

春日部市大風文化交流センター条例（令和6年条例第3号）

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課 No.008

処 分 名	大風文化交流センターの入所の制限
処 分 の 概 要	市長は、センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることができます。
根拠条例等・条項	春日部市大風文化交流センター条例（令和6年3月18日条例第3号）第11条
処 分 基 準	処分の先例がないものであって、条例の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	令和6年8月1日
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市大風文化交流センター条例 （入所の制限） 第11条 市長は、センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることができる。